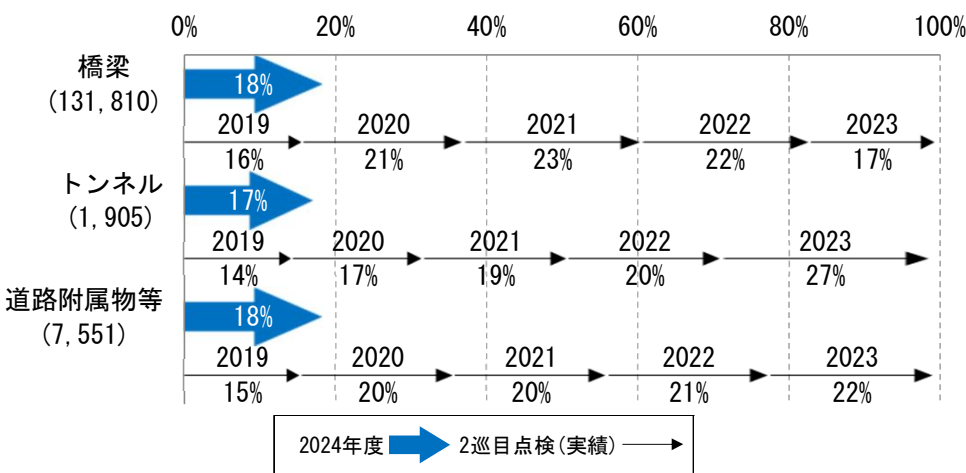


道路メンテナンス年報(2024年度)の概要

○橋梁・トンネル・道路附属物等について、3巡目の点検は2巡目と比べて着実に進捗。
橋梁について、地方公共団体の修繕が必要な橋梁の措置着手・完了率が低水準。
○建設後50年を経過した橋梁数は増加している一方、修繕等が必要な判定区分Ⅲ・Ⅳの橋梁数は着実に減少。

■ 橋梁・トンネル・道路附属物等の3巡目点検実施状況



3巡目の点検は2巡目に比べ着実に進捗

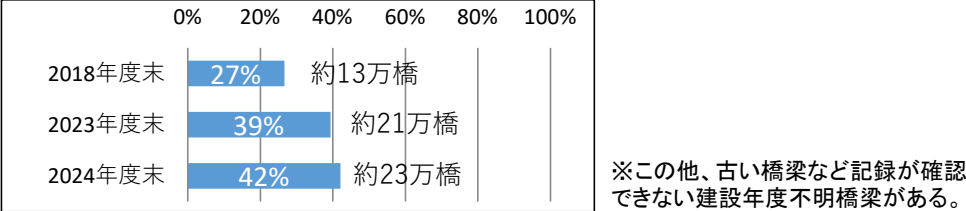
■ 2巡目点検で修繕が必要とされた橋梁の修繕等措置状況

管理者	措置が必要な施設数 ※1	措置に着手済み の施設数 ※2	うち完了
国土交通省	3,707	2,891 (78%)	1,328 (36%)
高速道路会社	2,716	1,662 (61%)	937 (34%)
地方公共団体	49,011	28,537 (58%)	15,574 (32%)

地方公共団体の修繕が必要な橋梁の措置着手・完了率が低水準

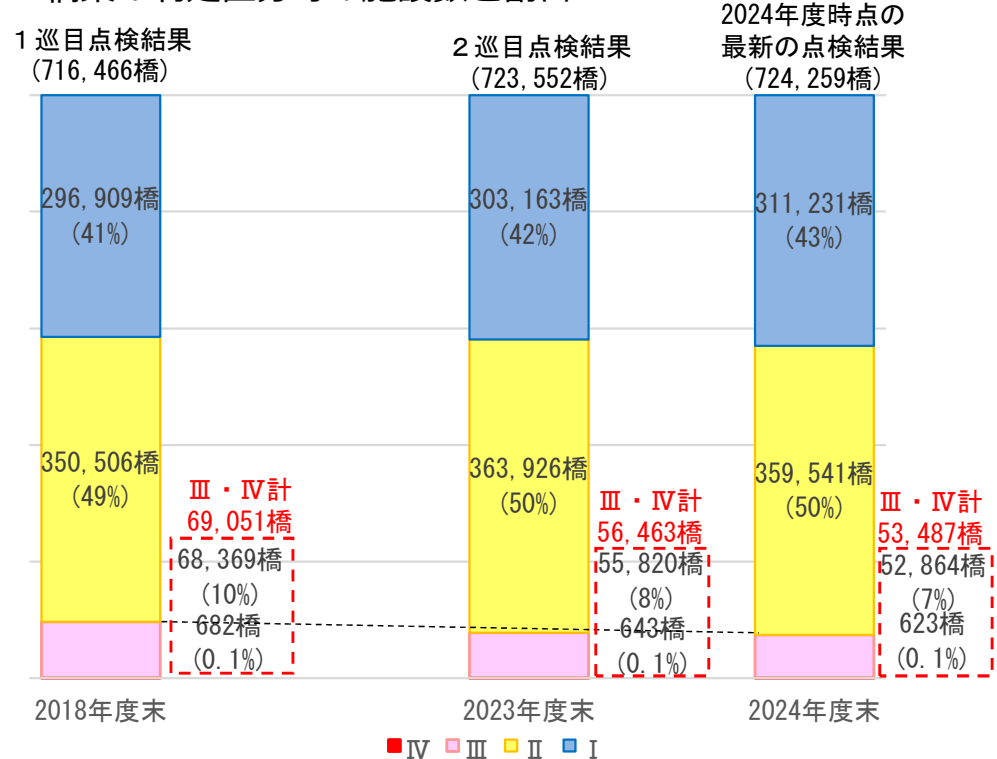
※1: 判定区分Ⅰ～Ⅳのうち、判定区分Ⅲ(早期措置段階)及び判定区分Ⅳ(緊急措置段階)の橋梁数
※2: 判定区分Ⅲ・Ⅳである橋梁は次回点検まで(5年以内)に措置を講ずべきとされている

■ 建設後50年を経過した橋梁の割合



※この他、古い橋梁など記録が確認できない建設年度不明橋梁がある。

■ 橋梁の判定区分毎の施設数と割合



2024年度末時点では、修繕等が必要な判定区分Ⅲ・Ⅳの橋梁は53,487橋であり、年々着実に減少している

○国土交通省では、国民・道路利用者の皆様に道路インフラや老朽化対策の現状をご理解いただくため、点検の実施状況や結果等を調査し、「道路メンテナンス年報」としてとりまとめて公表。

■ 道路メンテナンス年報公表に関する経緯

○ 笹子トンネル天井板落下事故[2012.12]

○ 道路法の改正[2013.6]：点検基準の法定化(橋梁・トンネル・道路附属物等)

○ 定期点検に関する省令・告示 施行[2014.7]：5年に1回、近接目視による点検開始

○ 道路メンテナンス年報公表[2015.11～(毎年)]

【主な掲載内容】・橋梁、トンネル、道路附属物等の点検結果及び修繕等措置の実施状況

・舗装・小規模附属物・土工構造物の点検結果及び修繕等措置の実施状況 等